

# 年金 だより

第2号

平成19年12月  
発行



## もくじ

### 2-3●受給者のみなさまへのお知らせ

国民健康保険の保険料(税)及び  
後期高齢者医療制度の保険料の特別徴収について

平成20年4月から添付書類が不要になります

「ねんきん特別便」の実施について

共済組合の年金加入記録について

### 4-5●【平成20年1月】

「平成19年分 公的年金等の源泉徴収票」をお送りします

確定申告とは?

源泉徴収票Q&A

### 6-7●こんな時には届出を

受給権者の  
みなさまへの

お 知 ら せ

## 国民健康保険の保険料(税)及び 後期高齢者医療制度の保険料の特別徴収について

国民健康保険の保険料(税)及び新しく始まる後期高齢者医療制度の保険料の徴収方法は、平成20年4月から、原則として、特別徴収(年金からの徴収)になります。

特別徴収の対象となるのは、原則として、65歳以上の国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者のうち、年額18万円以上の年金を受給されている方です。

なお、国民健康保険の保険料等は、国民年金の老齢基礎年金からの徴収が基本となりますが、介護保険料の特別徴収の場合と同様、年金保険者、年金種別の順により特別徴収となる年金が決定されます。

## 平成20年4月から添付書類が不要になります

法令の改正により年金受給権者について、住民基本台帳ネットワークから本人確認情報の提供を受け、氏名・生年月日・住所その他必要な事項について確認を行うことができることとなります。

これにより平成20年4月から、氏名変更や住所変更した場合に提出する「年金受給権者異動報告書」の添付書類である「戸籍抄本」「住民票の写し」が不要になります。

## 「ねんきん特別便」の実施について

現在、社会保険庁では、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」の取組みとして、全ての方へ加入履歴をお知らせする「ねんきん特別便」の送付を予定しています。

「5000万件」の名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方に対して平成19年12月から平成20年3月までを目途に、結びつく記録がないと思われる方のうち年金受給者の方には平成20年4月と5月、被保険者の方には平成20年6月から10月を目途に行うこととされています。

大まかな実施スケジュールは、次のとおりとされています。

### 実施スケジュール

スケジュール	平成 19年			平成 20年						平成 21年		
	3月	11月	12月	3月	4月	5月	6月	10月	11月	3月	4月	
年金受給者への対応 (約3,000万人)				名寄せ (突き合わせ) 記録が結びつくと思われる方へのお知らせ	ねんきん特別便 結びつく記録がないと思われる方へのお知らせ							
被保険者への対応 (約7,000万人)	35歳通知			名寄せ (突き合わせ) 記録が結びつくと思われる方へのお知らせ				結びつく記録がないと思われる方へのお知らせ			ねんきん定期便の本格実施	

## 共済組合の年金加入記録について

市町村・都市職員共済組合の年金受給者の方、組合員や組合員であった方々の年金加入記録については、それぞれの方が組合員として所属されていた市町村職員共済組合あるいは都市職員共済組合において、年金加入記録に関する書類を厳重に保管・管理しております。

また、公務員として勤務した期間を複数お持ちの方についても年金加入記録に関する書類は最後に所属していた共済組合で一括して管理することになっており、共済組合の加入期間に係る記録の漏れなどはありませんので、ご安心ください。

最後に退職された勤務先が市町村役場等である方で、過去の共済組合の加入期間について確認を希望される場合は、その市町村役場等が属していた各都道府県の市町村・都市職員共済組合にお問い合わせください。

# 「平成19年分 公的年金等の



平成19年中に退職共済年金など退職・老齢を支給事由とする年金を受けられた方に、共済組合から「平成19年分 公的年金等の源泉徴収票」を平成20年1月下旬にお送りいたします。

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

この「公的年金等の源泉徴収票」は所得税の確定申告を行う際に必要となりますので、大切に保管してください。

## 確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は所得税が源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、この源泉徴収税額については所得税の確定申告で精算することになります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。本年分の確定申告は、平成20年2月18日(月)から同年3月17日(月)までの間に行ってください。

## 確定申告が必要となる方

公的年金以外に所得のある方及び共済年金のみでは所得税額がかからない場合であっても、その年中に受けた全ての公的年金（障害・遺族給付を除く）の合計額から各種所得控除額を控除した後の金額に対して税金がかかる方は、確定申告を行うことが必要です。

## 確定申告を行った方がよい方

次のいずれかに該当し、所得税を納め過ぎとなっている方は、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けることができます。

- ◇国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料などの社会保険料の支払を行った方
- ◇生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの支払がある方
- ◇災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方

- ◇一定額以上の医療費の支払がある方
- ◇その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ◇扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- ◇65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

詳しくは **お近くの税務署にお問い合わせください。**

# 源泉徴収票」をお送りします

平成 19 年分 公的年金等の源泉徴収票 <見本>

支 払 者	住所又は居所	102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××		年金証書記号番号	86XX000000001		
	氏名	フリガナ ネリキヲ タロウ		生年月日	明	大	昭
	区分	支 払 金 額		千 円		源 泉 徴 収 税 額	千 円
	法第203条の3第1号適用分	1520268				11787	
	法第203条の3第2号適用分						
	法第203条の3第3号適用分						
本 人	控除対象配偶者の有無等	有	無	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の金額	
	特別障害者		*	特定 老人 その他	特別 その他	千 円	
				人 人 人	人 人	24500	
(摘要)		支払月(1~3月) 支払者 ○○○職員共済組合					
		支払額	380,070	徴収税額	2,948	社会保険料	6,100
支 払 者	所在地	東京都 千代田区 二番町 2番地					
	名称	全国市町村職員共済組合連合会					

※摘要欄には、平成19年4月から「支払者」が共済組合から市町村連合会に変更となったことに伴い、平成19年3月までの支払額を内書しています。

## 源泉徴収票 Q & A

**Q.** 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

**A.** 次の理由が考えられます。

- ◆受給されている年金は障害または遺族の年金ではありませんか？  
障害、遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は送付されません。  
なお、障害または遺族の年金から介護保険料が控除されている方で、介護保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村の介護保険担当課へお問い合わせください。
- ◆退職を支給事由とする年金を受給されている方は、これから届きます。  
1月下旬に順次発送いたします。1月末までお待ちください。  
なお、1月を過ぎても届かないときは、共済組合へご連絡ください。



**Q.** 年の途中で扶養親族の状況が変わっています。届出が必要ですか？

**A.** 特に必要ありません。

源泉徴収票に記載されている扶養親族等の状況が年の途中で変わっているときは、原則として所得税の確定申告により所得税額の精算を行っていただくこととなります。

**Q.** 源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

**A.** 再交付いたします。  
共済組合へご連絡ください。



# こんな時には届出を

## 1 氏名・住所・受取金融機関を変更するとき

### ●必要提出書類

#### ●年金受給権者異動報告書

※「年金受給権者異動報告書」の用紙については、共済組合までご請求ください。

### ●必要添付書類

#### ●氏名変更の場合は……年金証書及び戸籍抄本

※平成20年4月から戸籍抄本は不要となります(詳しくは、2ページを参照。)

#### ●住所変更の場合は……住民票の写し

※平成20年4月から不要となります(詳しくは、2ページを参照。)

#### ●金融機関変更の場合は…口座名義及び口座番号の確認できる預貯金通帳の写し (報告書に金融機関の確認印の押印がある場合は不要です。)



### お願い

- 転居の際は併せて郵便局に転居届をご提出ください。(1年間、旧住所あての郵便物が新住所に無料で転送されます。)

## 2 加給年金額対象者の異動に関する届出について

### ●こんな時に届出が必要となります。

→加給年金額が加算されている年金を受給している方で以下にあてはまるとき

- 加給年金額対象者である配偶者が、退職共済年金、あるいは老齢厚生年金(加入期間が20年以上または20年以上とみなされるものに限りまます。)または、障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金)を受給することとなったとき
- 加給年金額対象者が亡くなったとき
- 配偶者と離婚したとき
- 子が婚姻(養子縁組を含む)したとき、また養子縁組による子が離縁したとき



### ●必要提出書類

#### ●加給年金額改定・支給停止・支給停止解除届出書

※届出用紙は電話などで共済組合に請求されるか、ホームページからダウンロードすることで入手することができます。

### 注意!

- 加給年金額対象者が65歳になった場合、加給年金額対象者としての権利を失いますが、この場合の届出は必要ありません。
- 年金の種類が「退職年金」の場合には加給年金額の加算そのものがありませんので届出の必要はありません。
- 受給権者又は配偶者が大正15年4月1日以前生まれの場合は、配偶者が65歳以上でも加給年金が加算されます。
- 届出が遅れますと、年金が過払いとなり、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

## 3 再就職したとき・失業給付を受けようとするとき

### ●年金受給権者が公務員として再就職したとき

退職共済年金または障害共済年金等の年金受給権者が公務員として再就職されると共済組合に加入することになり、翌月から退職共済年金または障害共済年金の一部または全額が支給停止になります。

- 必要提出書類……年金受給権者再就職届書（組合員用）
- 必要添付書類……年金証書

### ●民間企業に再就職したり、議会議員に就任したとき

退職共済年金または障害共済年金の受給権者が民間企業等に再就職され、厚生年金保険、私立学校共済事業団の共済制度に加入されたとき、または、議会議員に就任されたときは、年金の額と給料（議員報酬）及び過去1年間の賞与の額によっては、当該年金制度に加入された日（議員に就任された日）の翌月から、年金の一部が支給停止になることがあります。

- 必要提出書類……年金受給権者再就職届書（他制度加入用）



### ●雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方については、雇用保険法による失業給付を受給されますと、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に際しては、その給付額と年金受給額とを比較して、慎重に検討することが必要です。

- 必要提出書類……雇用保険法給付との調整事由該当・非該当届
- 必要添付書類……「雇用保険受給資格者証」の写し

### 届出用紙について

- 各届出用紙は電話などで共済組合に請求されるか、ホームページからダウンロードすることで入手することができます。

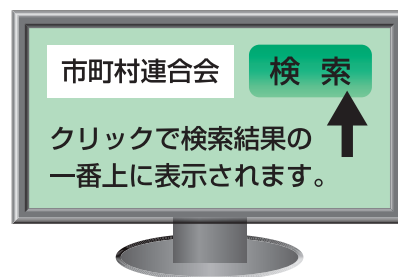
### 注意!

- 届出が遅れますと、年金が過払いとなり、後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

## 市町村連合会のホームページのご案内

年金に関する手続きのご案内や制度についての解説、よくある質問(Q&A)など皆様の知りたい共済年金の情報を掲載しています。

また、一部の届出用紙のダウンロード機能や『年金だより』のバックナンバーもごございますのでご利用ください。



**アドレス** <http://www.shichousonren.or.jp/> (市町村連合会のトップページ)

## 市町村連合会ではご意見、ご感想などをお待ちしています。

本誌では、「年金だより」創刊号をお読みいただいた皆様から、本連合会及び各組合に様々なご意見、ご感想をいただきました。

### ●字が小さいので、もう少し大きな字にしてほしい。

→文字を若干大きくして、読みやすくなるようにしました。

### ●制度改正について自分が対象となるのか判断できないところがあった。

→対象になる方、ご注意いただきたい点をより強調するようにしました。

### ●言葉(専門用語)や文章表現が難しい、もっとわかりやすく書いてほしい。

→制度に基づく用語、表現等難しい面もありますが、できるだけわかりやすい記事になるよう努力いたします。

### ●堅い内容ばかりでなく、息抜きの記事(読みもの、健康コラムなど)があってもよいと思う。

→今後、誌面の余裕があれば掲載したいと考えています。

なお、ここに掲載したのは、貴重なご意見のほんの一部です。

お寄せいただいたご意見は記事の作成、編集の参考とさせていただきます。

引き続きご意見、ご感想などありましたら、

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地  
全国市町村職員共済組合連合会 年金部

までお便りをお寄せください。

年金だより

第2号  
平成19年12月

発行 全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4609

ホームページアドレス：<http://www.shichousonren.or.jp/>